

報 道 発 表



令和6年7月30日10時00分
奈良県 川西町 田原本町
近畿地方整備局大和川河川事務所

全国初！貯留機能保全区域を指定！

～^{かわにしちょう}奈良県川西町・^{たわらもとちょう}田原本町において流域治水の土地利用対策を実施～

- 令和3年に改正された「特定都市河川浸水被害対策法」では、被害対象を減少させるための対策として新たに「貯留機能保全区域」※1と「浸水被害防止区域」※2の指定が位置づけられました。
- このうち貯留機能保全区域について、大和川特定都市河川流域内の奈良県川西町^{とういん}唐院地区・田原本町^{にしんだい}西代地区において、地元住民協力のもと全国で初めて指定する運びとなりました。
- この度、全国初の貯留機能保全区域指定についての奈良県の告示及び記念式典について、以下のとおりお知らせします。

※1 貯留機能保全区域：河川沿いの低地など、その土地が持つ貯留機能を将来にわたって保全するため、土地所有者に同意の上で、関係市町村長の意見聴取のもと、知事が指定するもの。指定後、知事は当該土地への盛土等、貯留機能を阻害する行為について事前の届出を求め、必要な助言・勧告を行うことができる。

※2 浸水被害防止区域：住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれがある土地において、関係住民・利害関係人による意見書提出・関係市長村長の意見聴取のもと、知事が指定するもの。指定後、知事は当該土地における開発・建築を制限（事前届出制）することができる。

1. 貯留機能保全区域指定の告示

令和6年7月30日（火）

2. 貯留機能保全区域指定の概要

別紙1の通り

3. 貯留機能保全区域指定記念式典

令和6年8月7日（水）10時～11時 ※詳細は別紙2の通り

＜取扱い＞ ー

＜配布場所＞近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ、奈良県政・経済記者クラブ

＜告示・式典・貯留機能保全区域指定箇所の詳細に関する問合せ先＞

奈良県 県土マネジメント整備部 河川整備課
課長補佐 近藤 善紀（内線：4173）
係長 長谷川 健太（内線：4179）
電話 0742-27-7507（直通）

＜貯留機能保全区域指定の制度に関する問合せ先＞

国土交通省 近畿地方整備局 大和川河川事務所
副所長 後藤 彦幸（内線：204）
流域治水課長 中 友太郎（内線：351）
電話 072-971-1381（代表）

全国初！ 貯留機能保全区域を指定しました

～特定都市河川浸水被害対策法に基づく土地利用対策～

特定都市河川浸水被害対策法が令和3年5月に改正され、新たに土地利用対策として貯留機能保全区域制度が創設されました。

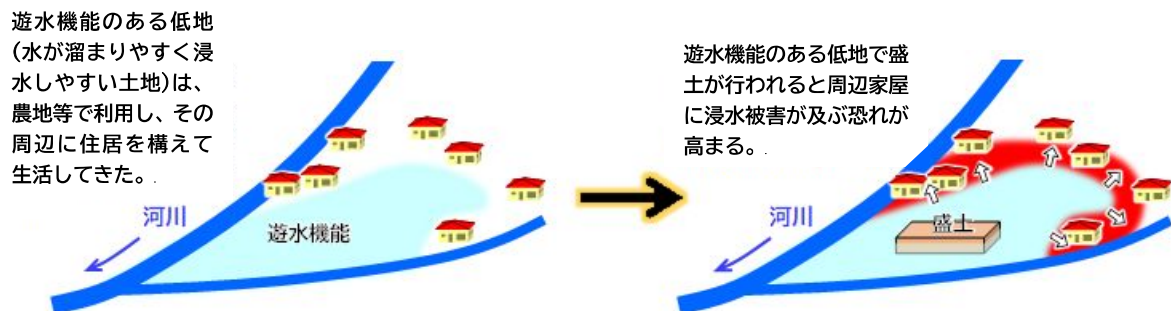
貯留機能保全区域とは、その土地が元来有している遊水機能（貯留機能）を可能な限り保全していくことを目的としており、浸水被害の拡大を抑制する効用があると認められる区域を貯留機能保全区域として県が指定することができる制度です。

本日、遊水機能を保全していくことに同意をいただくことができた川西町唐院（とういん）地区（約 3.7ha）と田原本町西代（にしんだい）地区（約 11.6ha）を全国初となる貯留機能保全区域に指定しました。

この指定により、その土地が遊水機能を持っていることが広く認知され、将来にわたってその機能が保全されることが期待されます。

近年は、気候変動の影響により記録的短時間大雨や線状降水帯などにより全国各地で大規模な水害が発生しています。水害を未然に防ぎ、「もしも」のときに備えるため、流域全体で河川改修や貯留施設の整備などを行うハード対策とあわせて、土地利用対策である区域指定や避難に必要な洪水浸水想定区域図の公表などのソフト対策を一体的に実施し、流域が一丸となって流域治水に引き続き取り組んでまいります。

【 遊水機能保全の必要性(イメージ) 】



貯留機能保全区域に指定された区域では…

規 制

盛土等の貯留機能阻害有為を行おうとする場合は「届出」が必要になります。また、知事は必要に応じて助言又は勧告を行うことができます。

支援策

固定資産税等について、指定後 3 年間、標準課税を市町村の条例で定める割合に軽減します。